

月刊 岩田会計 第5号

平成19年5月31日

税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2006年度の法人税収が15兆円を越えると報道がありました。ただ所得税収が伸び悩み全体の国税収入は50兆円弱だそうです。皆様の業績がアップすることは非常に喜ばしいことです。納税された税金の使い道をよりわかりやすくいいものにしていくよう行政は一層尽力していただきたいものです。



【平成19年5月号】 減価償却関連の改正について

今年度の税制改正で最も大きな改正のひとつに減価償却制度の改正があります。

平成19年4月1日以後の取得資産については2つの改正がされています。

1、 残存価額の廃止

これは残存価額が1円（備忘価額として残しておきます）なるまで償却できるようになりました。これにともない定率法の償却率が定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した数とされます。

2、 償却可能限度額の廃止

耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで一定の割合で償却できるようになりました。

平成19年3月31日以前取得の資産は償却可能限度額まで償却した翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却できるようになります。

個別事例等、詳細は岩田会計事務所までご連絡ください。

以上